

令和5年9月

お客様各位

ご返済終了後の融資契約書について

平素は熊本信用金庫をご利用いただき厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では、これまでお借入時にお預かりしました融資契約書については、ご返済によって契約終了となりました場合は、従来は一律にご返却させていただいておりましたが、令和5年10月1日以降に完済となり契約が終了した融資契約書から原則としてご返却せず、当金庫で5年間保存し、保存期間経過後に責任をもって廃棄させていただく取扱いに変更させていただくことになりましたのでお知らせいたします。

なお、不動産担保や預金担保等に関する事務で担保解除の登記や返却を要する事務処理の場合は、従来通り「お取扱店舗」からご返却させていただきます。

なお、契約終了後の契約書類の返却を希望される場合は、お手数ですが「お取扱店舗」までお申出いただきますようお願い申し上げます。

【今回お知らせで該当する契約書類】

- 割引手形・手形貸付（約束手形を含む）に係る契約書等
- 証書貸付・各種住宅・消費者ローンに係る契約書等
- 当座貸越（カードローン）に係る契約書等

※ご不明な点がございましたら「お取扱店舗」もしくは「最寄りの店舗」までお問合せ下さい。

